

京都市上下水道局告示第14号

公印の名称及び用途を次のように変更します。

平成22年5月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

旧		新	
名称	用途	名称	用途
北部配水管理課 水道施設工事等 専用管理者公印	北部配水管理課所掌に 属する水道施設及びそ の付帯施設工事の承認 等並びに所属職員の交 通用具の駐車に許可に 係る事務	北部配水管理課 水道施設工事等 専用管理者公印	北部配水管理課所掌に 属する水道施設及びそ の付帯施設工事に伴う 各種許可申請等並びに 所属職員の交通用具の 駐車に許可に係る事務
南部配水管理課 漏水工事等専用 管理者公印	南部配水管理課所掌に 属する漏水修繕工事に 伴う各種許可申請等並 びに所属職員の交通用 具の駐車に許可に係る 事務	南部配水管理課 水道施設工事等 専用管理者公印	南部配水管理課所掌に 属する水道施設及びそ の付帯施設工事に伴う 各種許可申請等並びに 所属職員の交通用具の 駐車に許可に係る事務

(上下水道局水道部配水課)